

# 鹿児島県事業継続支援金申請要領 (個人事業者向け)

## 1 支援金の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を受け、事業収入が大きく減少している県内事業者の事業継続を図るため、中小企業、その他法人等（以下「中小法人等」という。）及び個人事業者に対して、事業全般に広く使える支援金を給付します。

## 2 対象期間及び対象月

令和2年1月1日から5月31日までを対象期間とします。

対象期間において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が80%以上減少した月のうち、任意に選択したひと月を対象月とします。

また、令和2年4月15日から5月14日まで（鹿児島県が休業等要請を行った期間を核とする30日間）の事業収入が前年同期間比で80%以上減少している場合は、当該期間と前年同期間の日次事業収入がわかるものを提出できる個人事業者のみ、当該期間も対象月として選択することができます。

## 3 給付対象者

次の(1)から(4)までの全ての要件を満たすこととします。

一度給付を受けた個人事業者は、再度給付を申請することはできません。

(1) 申請日時点において、鹿児島県内に主たる事業所を有する個人事業者であること。

※ 主たる事業所とは、所得税青色申告決算書及び白色申告に係る収支内訳書の「事業所所在地」欄に記載された事業所をいいます。

(2) 国の持続化給付金の給付通知を受けていること。

※ 国の持続化給付金を申請中の方は、持続化給付金ホームページ内の申請マイページの「持続化給付金 申請フォーム」（1ページ目：申請番号が記載されているページ）を添付して申請することができますが、給付通知書が届いたら速やかにその写しを提出してください。

なお、令和2年9月30日までに給付通知書の写しの提出がない場合、本支援金は給付できません。

(3) 対象期間において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が80%以上減少した月があること。

※ 2020年4月15日から5月14日までを対象月とする場合、日次の事業収入がわかるものを用いて、対象月の事業収入と2019年の同期間の事業収入を比較することとします。

(4) 2019年12月31日以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること。

#### 4 不給付要件

次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者

(2) 宗教上の組織若しくは団体

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(4) 申請者、使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当する又は前述の暴力団等が、申請者の経営に事実上参画する者

(5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと思事判断する者

#### 5 給付額

※詳細は、8ページから11ページまでの 算定方法について をご確認ください。

給付額は、上限額を超えない範囲で、2019年の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額及び国の持続化給付金の給付額を差し引いたものとして算出します。

<算定方法>

$$S = A - B \times 12 - C$$

S : 給付額

A : 2019年の年間事業収入

B : 対象月の月間事業収入（前年同月比で事業収入が80%以上減少した月）

C : 持続化給付金の給付額

<上限額>

対象月の事業収入が前年同月と比べて

90%以上減少した事業者は、上限額20万円

80%以上90%未満減少した事業者は、上限額10万円

※ 給付額については、審査の結果、申請額と異なる場合があります。

## 6 留意事項

- (1) 支援金の給付後、要件に該当しない事実や不正等が判明した場合、県は、支援金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返還するとともに、支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。
- (2) 県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じる必要があります。
- (3) 申請内容に不正があった場合など、必要がある際には、支援金の給付を受けた事業者名などの情報を公表することに同意していただく必要があります。
- (4) この支援金は、今後、確定申告に含める必要がありますので、税務上の処理についてはご注意ください。

## 7 申請書類

**※12ページから19ページまでの 申請書類について を  
必ず確認して、必要な書類を提出してください**

- (1) 申請書類送付状
- (2) 鹿児島県事業継続支援金給付事業費補助金交付申請書兼請求書  
(様式 1-4 (基本型), 1-5 (新規開業特例), 1-6 (季節性収入特例)  
のいずれか)
- (3) 申請内容を証明する書類等 (証拠書類等)
  - (ア) 確定申告書類の写し
    - ＜青色申告を行っている場合＞
      - ・ 2019年分の確定申告書第一表の控え
      - ・ 所得税青色申告決算書の控え
    - (2枚組の書類となっているので、必ず2枚とも提出してください。)
    - ＜白色申告を行っている場合＞
      - ・ 2019年分の確定申告書第一表の控え
      - ・ 収支内訳書の控え
  - (イ) 対象期間の売上台帳等の写し
  - (ウ) 国の持続化給付金給付通知書の写し
  - (エ) 本人確認書類の写し
  - (オ) 振込先口座の通帳の写し (申請者本人名義)
  - (カ) その他知事が必要と認める書類
- (4) 誓約書 (様式 2)

## 8 申請書類の入手方法

- ・ 鹿児島県庁のホームページ  
鹿児島県 事業継続支援金 検索
- ・ 鹿児島県の各地域振興局・支庁
- ・ 各市町村
- ・ 県内各商工会議所・商工会
- ・ (公財) かがしま産業支援センター

## 9 申請方法

簡易書留又はレターパック（感染防止の観点から、持参による申請は受け付けておりません。）

- ※ 封筒に支援金申請書と赤字で大きくご記入ください。  
また、差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

<宛先>

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県事業継続支援金 申請窓口 宛

## 10 申請期間

令和2年5月25日（月）から同年6月30日（火）まで（※当日消印有効）

## 11 申請書類提出後の流れ

申請内容・証拠書類等を確認し、不明な点が発生した場合、申請書類に記載された連絡先へ連絡をさせていただきます。

申請内容に不備等が無ければ、交付確定通知書にて給付額を通知し、指定された振込先口座に振込を行います。

また、支援金を給付しない旨の決定をしたときは、書面により通知します。

### ～国の持続化給付金を申請中の方へ～

「持続化給付金 申請フォーム」（1ページ目：申請番号が記載されているページ）を印刷したものを提出した方は、国の持続化給付金の給付通知書が届き次第、その写しを速やかに提出してください。

#### 【国の持続化給付金の給付通知書の提出期限】

令和2年9月30日（水）（※当日消印有効）

- ※ 国の持続化給付金の給付通知書の写しが届き次第、審査を実施します。
- ※ 提出期限までに給付通知書の写しの提出がない場合、支援金は給付できません。

## 12 新規開業特例（2019年に開業した個人事業者への特例）

2019年1月から12月までに開業した個人事業者は、特例の算定方法の適用を選択することができます。

### <算定方法>

$$S = (A \div M \times 12) - B \times 12 - C$$

S：給付額

A：2019年の年間事業収入

M：2019年の開業後月数

（開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：対象月の月間事業収入（前年同月比で事業収入が80%以上減少した月）

C：持続化給付金の給付額

### <証拠書類等>

「7 申請書類」の「(2) 鹿児島県事業継続支援金給付事業費補助金交付申請書兼請求書」については様式1-5で作成の上、「7 申請書類」の(1)から(4)までの書類に、次の書類を添えて提出してください。

（新規開業を確認できる書類（①又は②））

- ① 個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し
- ② 事業開始等申告書の控えの写し

## 13 季節性収入特例（月当たりの収入変動が大きい個人事業者への特例）

収入に季節性があるなど月当たりの変動が大きい場合、特例の算定方法の適用を選択することができます。

※ 所得税青色申告決算書を提出しており、月次の事業収入が記載されている場合のみ、この特例を選択することができます。

### <給付額の算定式>

$$S = A - B - C$$

S : 給付額

A : 基準3か月の事業収入の合計

※ Bの前年同期間となる3か月

B : 対象3か月の事業収入の合計

※ 対象期間の任意のひと月を含む連続した3か月

※ 対象3か月の終了月は2020年5月以前とする。

C : 持続化給付金の給付額

<適用条件> ※①・②の両方を満たす必要があります。

① 対象3か月の事業収入の合計が、基準3か月の事業収入の合計と比べて80%以上減少していること。

② 基準3か月の事業収入の合計が、2019年の年間事業収入の50%以上を占めること。

<証拠書類等>

「7 申請書類」の「(2) 鹿児島県事業継続支援金給付事業費補助金交付申請書兼請求書」については様式1-6で作成の上、「7 申請書類」の(1)から(4)までの書類を提出してください。

なお、「(3)申請内容を証明する書類等」の「(7) 確定申告書類の写し」は、基準3か月が複数年にまたがる場合は、当該年分全てを提出してください。

## 14 問合せ先

鹿児島県事業継続支援金 専用ダイヤル

(電話) 099-286-2580

(受付時間) 平日9:00~18:00

※5月30日(土)及び31日(日)も対応します。

## 算定方法について

### <基本型>

#### 算定方法

$$S = A - B \times 12 - C$$

S : 給付額

A : 2019年の年間事業収入

B : 対象月の月間事業収入（前年同月比で事業収入が80%以上減少した月）

C : 持続化給付金の給付額

（青色申告の場合）

- 例) 2019年の年間事業収入：500万円…(A)  
2019年の4月の月間事業収入：40万円  
2020年4月の月間事業収入：2万円…(B)  
持続化給付金：100万円…(C)

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	50	30	20	40	30	30	40	50	50	50	50	60
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	2								

2019年4月分の月間事業収入が40万円、2020年4月の月間事業収入が2万円であり、前年同月比で95%減少しているため給付対象となり、給付額の上限額は20万円になります。

$$\begin{aligned} 376\text{万円} &= (A) 500\text{万円} - (B) 2\text{万円} \times 12 \\ &\quad - (C) 100\text{万円} \text{ (持続化給付金の受給額)} \\ 376\text{万円} &> 20\text{万円} \text{ (上限額)} \end{aligned}$$

(S) 給付額20万円

※ ただし、青色申告を行っている者であって、

- ① 所得税青色申告決算書を提出しない者
- ② 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない者
- ③ 相当の事由により当該書類を提出できない者

は、次の白色申告を行っている者等と同様に、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。



(白色申告の場合)

- 例) 2019年の年間事業収入：480万円…(A)  
2019年の月平均の事業収入：480万円/12=40万円  
2020年4月の月間事業収入：3万円…(B)  
持続化給付金：100万円…(C)

2019年	合計											
	480											
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	3								

2019年4月分の月間事業収入が40万円，2020年4月の月間事業収入が3万円であり，前年同月比で92.5%減少しているため給付対象となり，給付額の上限額は20万円になります。

$$344万円 = (A) 480万円 - (B) 3万円 \times 12 - (C) 100万円$$
$$344万円 > 20万円 \text{ (上限額)}$$

(S) 給付額20万円

## <新規開業特例>

### 算定方法

$$S = (A \div M \times 12) - B \times 12 - C$$

S：給付額

A：2019年の年間事業収入

M：2019年の開業後月数

(開業した月は，操業日数にかかわらず，1か月とみなす)

B：対象月の月間事業収入 (前年同月比で事業収入が80%以上減少した月)

C：持続化給付金の給付額

- 例) 2019年10月に開業，2020年3月を対象月とした場合  
2019年の事業収入合計：120万円…(A)  
2019年の開業後月数：3か月…(M)  
2019年の月平均の事業収入：40万円  
2020年の対象月の事業収入：5万円…(B)  
持続化給付金：100万円…(C)

2019年の事業収入合計：120万円

月平均の事業収入：40万円

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
万円										30	40	50	30	30	5

対象月の月間事業収入5万円

2019年の月平均事業収入が40万円，2020年4月の月間事業収入が5万円であり，前年同月比で87.5%減少しているため給付対象となり，給付額の上限額は10万円になります。

$$320万円 = (A) 120万円 \div (M) 3 \times 12 - (B) 5万円 \times 12 - (C) 100万円$$

$$320万円 > 10万円 \text{ (上限額)}$$

(S) 給付額10万円

## <季節性収入特例>

### 算定方法

$$S = A - B - C$$

S：給付額

A：基準3か月の事業収入の合計

※ Bの前年同期間となる3か月

B：対象3か月の事業収入の合計

※ 対象期間の任意の1か月を含む連続した3か月

C：持続化給付金の給付額

例) 毎年3月頃に収入が大きい者の場合

2019年2月～4月の事業収入合計：500万円…(A)

2020年2月～4月の事業収入合計：90万円…(B)

持続化給付金：100万円…(C)

【例】毎年3月頃に収入が大きい者の場合

基準期間（適用条件②）

年収50%を超える連続した3か月

80%以上減少（適用条件①）

対象期間

同月の3か月間

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
万円	0	0	300	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	30

2019年2月から4月までの事業収入合計が500万円，2020年2月から4月までの事業収入合計が90万円であり，前年同期間比で82.0%減少しているため給付対象となり，給付額の上限額は10万円になります。

310万円 = (A) 500万円 - (B) 90万円 - (C) 100万円

310万円 > 10万円（上限額）

(S) 給付額10万円

## 申請書類について

### (1) 申請書類送付状

※ 書類が添付されているか、記載内容に誤りや漏れがないか、ご確認の上、口にチェック✓を入れて、申請書の先頭に来るように並べてください。

### (2) 鹿児島県事業継続支援金給付事業費補助金交付申請書兼請求書

(様式 1-4 (基本型), 1-5 (新規開業特例), 1-6 (季節性収入特例) のいずれか)

※ 押印箇所に必ず押印してください。

※ 日付は、実際に記入した日付を記入してください。

※ 手書きをされる方は、必ずボールペンで記入してください。

### (3) 申請内容を証明する書類等 (証拠書類等)

**※13ページ以降を必ず確認して、必要な書類を提出してください※**

#### (ア) 確定申告書類の写し

＜青色申告を行っている場合＞

- ・ 2019年分の確定申告書第一表の控え
- ・ 所得税青色申告決算書の控え

(2枚組の書類となっているので、必ず2枚とも提出してください。)

＜白色申告を行っている場合＞

- ・ 2019年分の確定申告書第一表の控え
- ・ 収支内訳書の控え

#### (イ) 対象期間の売上台帳等の写し

※ 2020年4月15日から5月14日までを対象月とする場合は、当該期間と前年同期間の日次事業収入がわかるもの。

#### (ロ) 国の持続化給付金給付通知書の写し

※ 申請中の方は、「持続化給付金 申請フォーム」を印刷したもの。

#### (ハ) 本人確認書類の写し

#### (ニ) 振込先口座の通帳の写し (申請者本人名義)

#### (ホ) その他知事が必要と認める書類

### (4) 誓約書 (様式2)

※ 押印箇所に必ず押印してください。

※ 日付は、実際に記入した日付を記入してください。

※ 必ずボールペンで記入してください。

**(7) 確定申告書類の写し**

確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。

〈青色申告を行っている場合〉

【確定申告書類 青色申告 3枚】

- ・ 確定申告書第一表の控え（1枚）
- ・ 所得税青色申告決算書の控え（2枚）  
→2019年分を提出してください

※ 少なくとも、確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印（受付日時が印字）されていること。

■ 確定申告書第一表（1枚）

The image shows a sample of the '確定申告書B' (Form B for Final Tax Return) for the year '令和〇〇' (Reiwa 00). The form is titled '令和〇〇年分の所得税及びの申告書B' and includes a box for 'F A D 1 2 5'. It is divided into several sections: '収入金額等' (Income Amounts), '所得金額' (Income Taxable Amounts), '所得から差し引かれる金額' (Amounts Deductible from Income), '税金の計算' (Calculation of Taxes), and 'その他' (Others). The form contains numerous rows for reporting different types of income and deductions, with columns for '種類' (Type), '金額' (Amount), and '控除額' (Deduction Amount). The form is filled with sample data, including '専業所得' (Professional Income), '給与所得' (Salary Income), '配当所得' (Dividend Income), and '雑所得' (Miscellaneous Income). The '税金の計算' section shows the calculation of '所得税' (Income Tax) and '住民税' (Municipal Resident Tax). The 'その他' section includes '配当控除' (Dividend Deduction), '社会保険料控除' (Social Security Contribution Deduction), and '基礎控除' (Basic Allowance). The form is marked with '第一表 (令和元年分以降適用)' and '課税特別所得税額の入力を忘れなく'.

# ■ 所得税青色申告決算書（2枚）



FA0203

## 令和 0 年分 所得税青色申告決算書（一般用）

住所		フリガナ氏名	①	依頼事務所所在地
事業所所在地		電話番号	(白) (宅)	氏名(名称)
業種名	屋号	加入団体名		電話番号

令和 0 年 月 日 損益計算書（自 0 月 0 日 至 0 月 0 日）

提出用 （令和元年分以降用）	科 目		金 額 (円)		科 目	金 額 (円)		科 目	金 額 (円)	
	借	貸	借	貸		借	貸		借	貸
提出用	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①			消耗品費	⑦		貸倒引当金	⑬	
	期首商品(製品)調整高	②			減価償却費	⑧		各種引当金	⑭	
	仕入金額(買戻金)	③			福利厚生費	⑨		計	⑮	
	小計(②+③)	④			給料賃金	⑩		専従者給与	⑯	
	期末商品(製品)調整高	⑤			外注工賃	⑪		貸倒引当金	⑰	
	差引原価(④-⑤)	⑥			利子割引料	⑫		計	⑱	
提出用	差引金額 (①-⑥)	⑦			地代家賃	⑲		貸倒金	⑳	
	租税公課	⑧			貸倒金	㉑		青色申告特別控除率の所得金額 (⑬+⑭)	㉒	
	荷造運賃	⑨			雑費	㉒		青色申告特別控除額	㉓	
	水道光熱費	⑩			雑費	㉓		所得金額 (⑮-⑱)	㉔	
	旅費交通費	⑪			計	㉔		⑳	㉕	
	通信費	⑫			差引金額 (⑦-⑳)	㉕		㉖	㉖	
	広告宣伝費	⑬						㉗	㉗	
	接待交際費	⑭						㉘	㉘	
	損害保険料	⑮						㉙	㉙	
	修繕費	⑯						㉚	㉚	
								㉛	㉛	
								㉜	㉜	

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を御覧ください。  
 ●下の欄には、御かないでください。



FA0208

## 令和 0 年分

氏名

0

提出用 （令和元年分以降用）	○月別売上(収入)金額及び仕入金額			○給料賃金の内訳					○専従者給与の内訳					○貸倒引当金繰入額の計算			○青色申告特別控除額の計算											
	月	売上(収入)金額	仕入金額	氏名	年齢	従事月数	給料賃金	賞与	合計	氏名	続柄	年齢	従事月数	給料	賞与	合計	親別評価による本年分繰入額	金	額	本年分の不動産所得の金額	金	額	青色申告特別控除前の所得金額	金	額	青色申告特別控除額	金	額
1		円	円		歳	月	円	円	円																			
2																												
3																												
4																												
5																												
6																												
7																												
8																												
9																												
10																												
11																												
12																												
計																												
うち軽減税率対象	うち	円	うち	円																								

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの附則(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

〈白色申告を行っている場合〉

【確定申告書類 白色申告 2枚】

- ・ 確定申告書第一表の控え（1枚）
  - ・ 収支内訳書の控え（1枚）
- 2019年分を提出してください

※ 少なくとも、確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印（受付日時が印字）されていること。

■確定申告書第一表（1枚）

■収支内訳書（1枚）

## <e-Taxにより申告を行っている場合>

受信通知（1枚）に、青色申告の場合は「確定申告書第一表（1枚）」及び「所得税青色申告決算書（2枚）」を、白色申告の場合は「確定申告書第一表（1枚）」及び「収支内訳書の控え（1枚）」を添えて提出してください。

【確定申告書類 e-Tax -青色申告（4枚）、白色申告（3枚）-】

### ■受信通知（1枚）

※ 確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要とします。

※ 申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるもの。

国税電子申告・納税システム（e-Tax） ログイン中  
受付システム

---

メール詳細 閉じる

送信されたデータを受け付けました。  
なお、届出、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合があります。

■ 申告等内容

届出先	〒 税務署
利用者識別番号	〒 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名又は名称	〒 〇〇 〇〇
受付番号	〒 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
受付日時	〒 〇/〇 〇:〇〇/〇〇 〇:〇〇   〇〇:〇〇
年分	〒 〇〇〇〇
種目	〒 〇〇〇〇
所得金額	〒 〇,〇〇〇,〇〇〇円
前々期分の税額	納める税金 〒
	戻付される税金 〒 〇,〇〇〇,〇〇〇円
【所得金額】欄について：〒 〇,〇〇〇,〇〇〇円	

送信されたデータは、「ダウンロード（XML形式）」ボタンよりダウンロードできます。  
個人番号欄に記載された個人番号は、表示されません。

ダウンロード（XML形式）

■ 送付書

送付書類を請求する場合は、送付書の内容を確認・印刷の上、送付書とともにご送付ください。

送付書画面へ

閉じる



〈確定申告書類 收受日付印または受信通知のいずれも存在しない場合〉

收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又は「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2 所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。この場合、收受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控え（白色申告の場合は、収支内訳書の控え）を併せて提出することができます。

## ■納税証明書（その2 所得金額用）（1枚）

**納 税 証 明 書**  
(その2 所得金額用)

住 所 (納税地) 東京都〇〇区△△ □丁目X-X  
氏 名 (名 称) 〇〇 〇〇

書類として提出可能な直近年度分の所得金額

年度及び区分	納 付 すべき 税 額		納 付 済 額	未 納 税 額	法 定 納 期 限 等
	申 告 額	更 正・決 定 後 の 額			
平成△△年分	¥X, XXX, XXX	*****			
	以	下	余	白	

(備考)  
○ 証明書発行日現在の所得金額は上記の通りですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局（課税事務所）の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

微管（証明） 第〇〇〇〇〇1号

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇税務署長 〇〇 〇〇

署  
長  
印

### (イ) 対象期間の売上台帳等の写し

対象期間内の全ての月の事業収入額がわかる売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認めます。



## **(イ) 本人確認書類の写し**

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- (1) 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- (2) 個人番号カード（オモテ面のみ）
- (3) 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

※ いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書に記載する住所と同一のものに限ります。

なお、(1)から(4)を保有していない場合は、(5)又は(6)で代替することができます。

- (5) 住民票の写し及びパスポートの両方※パスポートは顔写真の掲載されているページ
- (6) 住民票の写し及び各種健康保険証の両方

## **(オ) 振込先口座の通帳の写し**

申請者名義の口座の通帳の写しとします。

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるよう通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を印刷して提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を印刷して提出してください。

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができませんので、ご注意ください。

(ウ)国の持続化給付金給付通知書の写し、(イ)本人確認書類の写し、(オ)振込先口座の通帳の写しは、鹿児島県事業継続支援金添付書類台紙に貼付して、提出してください。